

大阪市告示第1803号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|------------------------|------------------------------|------------------|
| 大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場 | 令和8年1月2日(金)から 同月4日(日)まで | 午前9時から 午後7時まで |
| | 令和8年1月6日(火)から 同月12日(月)まで | |
| | 令和8年1月14日(水)から 同月18日(日)まで | |
| | 令和8年1月20日(火)から 同月25日(日)まで | |
| | 令和8年1月27日(火)から 同月31日(土)まで | |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)